

令和6年10月4日

◎久保委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、「付託事件一覧表」のとおりであります。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、来週9日水曜日の委員会で協議したいと思います。

お諮りします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。

それでは、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることにします。なお、本日は、第1委員会室において12時30分から決算特別委員会の組織委員会が開催されますので、午前中は11時50分頃をめぐりに休憩に入らせていただきたいと思います。

《商工労働部》

◎久保委員長 最初に、商工労働部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岡田商工労働部長 商工労働部からは補正予算、それから報告事項と審議会の状況の3点となっております。

初めに提出議案の概要です。一般会計及び特別会計で企業誘致課所管分の予算の増額補正をお願いしています。

まず、一般会計補正予算ですが、議案補足説明資料の2ページをお願いします。歳入ですが、3億6,761万6,000円の増額補正を計上しています。これは特別会計に係る布師田にある高知中央産業団地の分譲による土地売払い収入と、県発注の地質調査業務に係る事業者からの賠償金及び違約金が納付されたことに伴い、一般会計へ繰入れなどを行うものです。

次に、流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算です。3ページをお願いします。5億9,022万7,000円の増額補正を計上しています。これは、先ほど説明しました土地売払い収入などに伴い、一般会計への繰り出しなどを行うために増額するものです。

詳細は後ほど担当課長より説明いたします。

次に、報告事項ですが、後ほど経営支援課から、県制度融資枠の変更について御説明いたします。

最後に、審議会の開催状況です。4ページをお願いします。雇用労働政策課所管の高知

県職業能力開発審議会を8月5日に開催しまして、第11次高知県職業能力開発計画に基づく進捗状況や、若者や女性の就業促進を図るために求められる職業能力開発について御協議をいただいたところです。

以上で、総括説明を終わります。

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈企業誘致課〉

◎久保委員長 企業誘致課の説明を求めます。

◎小川企業誘致課長 まず、令和6年度一般会計の9月補正予算について御説明いたします。議案説明書の22ページの歳入でございますが、上から3段目の4流通団地及び工業団地造成事業特別会計繰入は、補正前の1億4,202万4,000円に対し、3億6,761万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、特別会計におきまして、高知中央産業団地を企業に分譲したことによる土地売却収入があったことに伴い、一般会計への繰入れを増額するもので、詳細につきましては特別会計の歳出で御説明いたします。

続きまして、令和6年度流通団地及び工業団地造成事業特別会計の補正予算について御説明いたします。105ページでございます。補正予算総括表でございますが、補正前の6億2,859万4,000円に対し、5億9,022万7,000円の増額をお願いするものでございます。

まず、歳入について御説明いたします。106ページでございます。上から2段目の1流通団地造成事業収入の1つ下、1財産収入と、その2段下の工業団地造成事業収入の1つ下、1財産収入は、昨年度に分譲を開始しました高知中央産業団地の土地売却収入でございます。

ここで、高知中央産業団地の分譲状況につきまして、議案補足説明資料で御説明いたします。高知中央産業団地は、令和2年12月に造成工事に着手しまして、昨年7月に完成いたしました。分譲面積は7万3,930平方メートル、全6区画でございます。昨年12月から分譲公募を開始しまして、今年の3月中旬に立地企業選定委員会において審査を行い、3月下旬に分譲先を決定いたしました。資料中ほどにございます分譲地1と2はLIVORTグループ株式会社、その左下の分譲地3は入交トラストエナジー株式会社、その右下の分譲地4は株式会社ヤマサ、資料左上の分譲地5は株式会社ナカツホールディングスに分譲いたしました。なお、分譲地6は契約手続中でございます。6区画の分譲額の合計は20億1,151万443円で、うち県の分譲収入は半分の10億575万5,222円でございます。

議案説明書の106ページに戻ります。上から2段目の1流通団地造成事業収入の2つ下、2諸収入の2節賠償金と3節違約金、その1段下の2工業団地造成事業収入の2つ下、3諸収入の3節賠償金と4節違約金は、県が発注する地質調査業務に関して、公正取引委員会が昨年9月28日に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為を行ったとして、県内の測量建設コンサルタント業者14者を認定した談合事案に

関して、今年6月7日付で請求しました賠償金及び違約金に係るものでございます。

(参考資料) 令和6年度賠償金・違約金請求等整理表を御覧ください。この整理表は、談合が認定された648件について、各契約の経理担当課ごとに、賠償金・違約金の額と返納金の国費分、市町村等の分、右端を県分として整理したものでございます。当課につきましては、賠償金などを請求した648件の契約のうち、一番下の水色の部分の合計欄のとおり、一般会計分と特別会計分を合わせまして16件が該当しており、賠償金及び違約金の請求額の合計は1,456万2,344円でございます。このうち一般会計につきましては、緑色の部分の3番を御覧ください。賠償金が134万1,344円で、全額を財政課の歳入予算として計上しております。特別会計につきましては、黄色の部分の14番を御覧ください。賠償金及び違約金は1,322万1,000円で、市町村等への返納金661万1,000円。特別会計の財源として借り入れております一般会計からの借入金の償還金661万円を当課の歳入予算として計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。107ページでございます。右側の説明欄に沿って御説明いたします。

上から3段目の1 流通団地造成事業費の1 一般会計繰出金は、高知中央産業団地の分譲収入と、先ほど御説明しました賠償金及び違約金が納付されたことに伴い、財源として借り入れております一般会計からの借入金の償還を行うために増額をお願いするものでございます。

その2段下の1 工業団地造成事業費の説明欄にございます1 工業団地造成事業費は、先ほど御説明しました賠償金及び違約金のうち、南国日章産業団地と高知中央産業団地を共同開発しました南国市と高知市からの受託金に相当する額を両市に返納するものでございます。

その下の2つ、2 地方債元利償還金と3 一般会計繰出金は、高知中央産業団地の分譲収入がありましたことから、財源として借り入れております地方債と一般会計からの借入金の償還を行うために増額をお願いするものでございます。

以上で、企業誘致課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 見込みも入れて6区画全て売れたことは高知の経済にとってもすごく大事なことで、特に高知市内については、津波対策として非常にありがたいことで、了としたいところですが、これで中央産業団地の開発分は全部終わりになりますか。

◎小川企業誘致課長 そのとおりでございます。

◎寺内委員 知ってのとおり、今、産業団地に入ったときに、既に事業を始めている西側の区画は工事が始まっていますが、東側の区画の入り口に産業団地の配置図とかを取り付けること等も検討ということで、当時、市の担当から話があったりしたんですけど、

そのあたりはいかがでしょうか。

◎小川企業誘致課長 今年度内に看板を設置するよう準備をしているところでございます。

◎はた委員 賠償金・違約金請求等整理表ですけれども、一般会計の3企業誘致課のところの違約金がゼロの理由はどういうことでしょうか。

◎小川企業誘致課長 一般会計の分につきましては、該当する企業が1社で、その1社が、公正取引委員会に自首、自ら違反行為をしていると報告して、公正取引委員会の調査に全面的に協力したことで、公正取引委員会の課徴金が全額免除になっております。それに準じて県の違約金も全額免除ということになっております。

◎はた委員 県の違約金の基準があるということでしょうか。

◎小川企業誘致課長 県の違約金の基準は、公正取引委員会の判断に準じてになります。

◎加藤委員 分譲が順調にいったということで、非常に御苦勞されたんじゃないかなと思っております。分譲は県経済にとってもありがたいことだと思っております。

企業を拜見させていただいたときに、県内企業の分譲が多いと思うんですけども、その雇用の効果はどんな状況でしょうか。

◎小川企業誘致課長 企業の現段階の計画でございますけれども、今回布師田地区に企業立地することにより、新規の雇用を190人程度見込んでおります。

◎加藤委員 それは、産業団地に移すことによって雇用が増える認識でよろしいですか。

◎小川企業誘致課長 そのとおりでございます。

◎加藤委員 ちなみに県外から企業が進出したいという引き合いも出てきているのでしょうか。

◎小川企業誘致課長 引き合いというところまではございませんけれども、地方への進出で、一応高知県も候補地の一つとして検討されている企業はございます。

◎加藤委員 引き続きそういう機運をしっかりと拾っていただきたいと思いますけれども、今後の産業団地の開発計画はどのような状況で進んでおりますでしょうか。

◎小川企業誘致課長 現在、南国市と香美市で1か所に絞って条件調査をしまして、これは最終的にその地域が団地開発地として適当かどうかという調査ですけれども、その調査が今年度中に終わりますので、その結果を踏まえて、どうしていくか県と市で判断することになります。

◎加藤委員 布師田団地の分譲が終わりますと、ほかにどういった産業団地が分譲地として残っていますか。

◎小川企業誘致課長 現在残りの団地としましては、南国日章産業団地が3区画、香美市の高知テクノパークが1区画でございます。

◎加藤委員 残りの団地の分譲にもぜひ力を入れていただきたいと思いますし、もう残りのストックが少なくなってきていますので、調査が終わり次第、できるだけ急いで

団地の造成に取りかかっていたいただきたいと思います。

◎はた委員 写真の向こう側の民有地についてなんですが、産業団地の整備と一体的に民有地も整備されていますけれども、その目的、今後の利活用の在り方について、県はどの程度承知して整理されているのでしょうか。

◎小川企業誘致課長 きれいに見えますけれども民有地でございますので、一体的な整備はしておりません。

◎はた委員 そしたら、会計上別ということ。

◎小川企業誘致課長 今回の団地の開発区域とは全く別物です。

◎はた委員 団地に隣接するというので、民有地の利活用の在り方というものも、一定考え方というか方針があるかと思うんですが、県はどのように考えているのでしょうか。

◎小川企業誘致課長 民有地でございますので、県がどうこう言えることはございません。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、企業誘致課を終わります。

これで、商工労働部の議案を終わります。

《報告事項》

◎久保委員長 続いて、商工労働部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

〈経営支援課〉

◎久保委員長 県制度融資枠の変更について、経営支援課の説明を求めます。

◎崎村経営支援課長 資料は報告事項の2ページ、県制度融資枠の変更についてでございます。県制度の融資につきましては本年度、制度全体で562億円の融資枠を設定し運用してまいりました。このたび一部の制度において、当初の見込みを大きく上回る見込みとなりましたことから、制度間の融資枠の変更について御報告するものでございます。

1の概要を御覧ください。(1)ですが、長引く原材料価格の高騰や人件費の上昇など、事業の必要な固定費が増加しており、多くの事業者において、必要となる運転資金の金額が増加しております。ここ数か月の状況では、県制度融資への申込みが急増しており、このままでは現在設定している融資枠を超過する状況となっております。

次に(2)ですが、県ではこれらの状況を受け、信用保証協会や金融機関などにヒアリングを行い、年度末までの執行見込みを推計し、現年予算の一般財源で対応できる範囲内で県制度融資の融資枠を変更し、事業者のニーズに対応するという考え方で対応策を検討してまいりました。具体的には、申込みが集中している「安心実現のための高知県緊急融資」、「産業振興計画推進融資」、「借換え融資」の3つの制度の融資枠の増額について検討してきたところでございます。

(3)ですが、信用保証協会などに対する聞き取りを基に、年度末までの利用見込みを

推計し、変更を行った後の新たな融資枠は表に記載しているところです。表の左側に融資枠を、右側に予算額を記載しております。

まず、融資枠についてです。安心実現のための高知県緊急融資につきましては100億円から254億円に、産業振興推進融資は15億円から40億円に、借換え融資は7億円から15億円にそれぞれ増額変更しております。

次に、これらに対する予算額ですが、保証料補給金に係る本年度の予算は、過年度の貸付け分と本年度の貸付け分のうち、年度内に補給する保証料の金額の合計となっております。今回の融資枠の変更後の保証料補給額は、今年度予算のうち、令和6年度貸付け分だけでは、※2でお示ししておりますとおり2,200万円ほど不足いたします。しかしながら、※3でお示ししております過年度貸付け分が、例年、繰上償還により融資残高が減少いたしますので、それに連動する形で県が負担する保証料補給額も減少し、2,500万円余り余剰が見込まれます。したがって、現在の予算の範囲内で対応可能と見込んでいます。

次に、債務負担行為額です。限度額につきましては本年度、令和6年度当初予算に向けて、本年の2月議会で562億円以内の年信用保証料率1.9%以内として議決をいただいておりますが、現在の執行見込額は、議決をいただいております限度額の範囲内に収まる見込みでございます。ただし、令和6年度の当初予算においては、本年度の貸付け分に係る一般財源の支出予定額はおよそ7億円と試算しておりましたが、今回の融資枠の変更に伴い、来年度の令和7年度から令和27年度までの20年間の支出予定額が最大でおよそ10億円の見込みでございますが、この場合でも、議決をいただいている債務負担額の範囲内となります。

私からの説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 これは本当に今求められている状況への対応で、素早い対応を評価したいと思いますので、これからも県内の事業者の経営状況を見ながらフレキシブルに対応していただきたいと思います。

◎はた委員 私も、大事な制度で、適切な運用は願っているところなんですが、全体的に相談件数、利用件数が増えているとのことですが、それに見合う全体の融資枠なのか。1.9%を超えないということで見れば、まだ増やせる余地があるのではないかと思うんですけれども、その状況についてはどうでしょうか。

◎崎村経営支援課長 既に運転資金等、設備投資資金等のニーズについては、信用保証協会とか金融機関から情報収集させていただきまして、企業に負担とか支障がないよう変更するようにしていますが、予算的な限りもありますので、それは財政等も含めて協議を行いながら、ただ、商工労働部としては企業に絶対御迷惑をかけないように極力対応できるように準備しているつもりでございます。

◎はた委員 1.9%以内であれば、予算をもうちょっと増やせるのかどうか。

◎崎村経営支援課長 融資枠で県が保証する保証金額が、現年予算分で保証する分と債務負担分で保証する分がございます。この表の合計欄の一番右、マイナス291万9,000円が現年予算分で余っている余剰分でございます。現年分ですと保証料もこの枠でしか払えない、これをオーバーすると補正予算になりますので、実際増やせるかということ、この200万円余りですと現年分が足りなくなりますので、補正予算による検討が必要になってくると思います。

◎はた委員 実際、この融資を借りている皆さん、また申込みが増えている状況を踏まえて、今の事業者の実態はどういう変化が起きているのか。こういう事業所が借りる人として増えているとか、実態ですよ。どういう層が増えているのか。

◎崎村経営支援課長 1概要にも記載しておりますが、やはり原材料の価格高騰とか、人件費が上がっていますので、運転資金の需要が多いと聞いております。

◎はた委員 中小零細企業が多い高知県ですので、中堅企業、大企業だけではなくて、やっぱり幅広い中小零細の皆さんがこの融資制度を活用できているのか、救われているのかどうか。それに見合う融資枠の制度の設定になっているのかどうか。その点で見合う状態に今回変更がされたのかどうか。

◎岡田商工労働部長 融資制度自体がいわゆる企業体力の弱い方々に向けての制度になっておりますので、メインは県内の中小零細企業の方々のためになっています。一部産業振興計画推進融資でありますとか、規模の大きい分については、中核的な企業も御利用いただけますが、今回のメインとしては中小零細企業の運転資金に広く応えるべく、予算の範囲内でできる限り融資枠を設定させていただいた流れになっています。

◎寺内委員 先ほど委員からありましたけど、予算ですから財政課との交渉もして、通常だったら財政課が年間予算を立てているから、しっかり見込みの分とか言われますけれど、この融資については、課長から話があったように固定費が上がってきますから、物価高騰や資材の高騰で大変苦労されていると思うんです。武石委員が言ったように高く評価しているんですけども、財政課との交渉もよかったら言ってくれませんか。

◎崎村経営支援課長 今回枠的には、信用保証協会の話聞きながら、十分枠があって確保しております。財政課とも増加分についてはこれから協議が始まりますので、我々も頑張って、企業のために予算を獲得しています。今回については財政課の協力もあり、枠を変更することで言葉をもらっています。

◎寺内委員 議員としても応援していきたいと思います。

◎武石委員 要請なんですけど、最近企業経営者と話していたら、国の方針もですけど、物価がどんどん上がっている。賃金が上がらないと生活が苦しいので賃上げもしなければならぬとなるわけなんですけど、経営者としたら賃上げをした場合に経営がどうなるんだろ

うという不安をすごく持っているんですよね。だから私がこれを評価するのも、そういうこともあって、状況を見ながら柔軟な対応というか、必要なところに必要な予算を投入していただきたいと思うし、一方で経営者の不安ですよね。賃上げした場合の経営の不安にもしっかりと向き合って情報提供するなりお願いしたいということで、要請しておきます。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、経営支援課を終わります。

これで、商工労働部を終わります。

《農業振興部》

◎久保委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎松村農業振興部長 農業振興部の提出議案につきまして総括説明を行います。当部に關わります議案は、令和6年度の一般会計補正予算に関する議案でございます。

補足説明資料の2ページをお願いいたします。農業振興部の令和6年度9月補正予算総括表をお示ししております。今回の補正予算は、畜産振興課の、能登半島地震を踏まえた南海トラフ地震発生時における本県の畜産被害を最小限に食い止めるための畜産農家への支援や、農業基盤課の、県が発注した地質調査業務において発生した独占禁止法違反に伴う違約金及び賠償金のうち国への返還分として支出する国庫支出金等精算返納金など、合計1億6,676万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。このほか資料は各課の説明でお示ししますが、債務負担行為及び繰越明許費がございます。債務負担行為につきましては、農業イノベーション推進課の大阪・関西万博出展等委託料と、畜産振興課の四万十市新食肉センター整備事業費負担金でございます。また、繰越明許費につきましては該当しますのは、農業政策課と農業基盤課でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長より御説明させていただきます。

以上が、補正予算議案の概要でございます。

次に、3ページでございます。各種審議会の審議経過等でございます。高知県農林業基本対策審議会及び高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会の今後の開催予定等について記載しております。

以上で、私からの説明を終わります。

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈農業政策課〉

◎久保委員長 初めに、農業政策課の説明を求めます。

◎川谷農業政策課長 当課の補正予算案について説明させていただきます。1ページの繰越明許費でございます。農業振興センター施設整備費は、土木部所管の旧土佐清水合同庁

舎と同時施工を行うこととしております旧幡多農業振興センター土佐清水支所の解体工事について、設計段階におきまして、基礎ぐいの処理方法の検討に係る計画調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことから、1億558万9,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。

農業政策課の説明は以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、農業政策課を終わります。

〈農業イノベーション推進課〉

◎久保委員長 次に、農業イノベーション推進課の説明を求めます。

◎平田農業イノベーション推進課長 当課の令和6年度一般会計補正予算案について、御説明させていただきます。

債務負担行為でございます。大阪・関西万博出展等委託料は、令和6年度から令和7年度までの債務負担行為2,500万円を設定するものでございます。

資料左側を御覧ください。これは、内閣府が主催いたします「地方創生SDGsフェス」に出展するための展示ブースの装飾や運営、展示品の制作などを委託するものでございます。高知県が応募を予定しております地方創生SDGsフェスは、地方自治体によります地方創生SDGsの取組を国内外に発信するもので、万博会場内のEXPOメッセにて、令和7年5月28日から6月1日までの5日間開催されます。この展示会に出展いたしまして、IOPプロジェクトやIPM技術といった、全国でも先進的な取組を紹介いたしますとともに、本県園芸農業の魅力を来場者の皆様に広く発信することで、新規就農者の確保や県産園芸品の需要拡大にもつなげてまいりたいと考えております。そして、出展によりまして、農業に対するイメージアップと高知県農業の認知度向上、また、高知県産園芸品の認知度向上とビジネス機会の創出といった効果も期待しているところでございます。

資料の右側を御覧ください。主な展示内容でございますが、世界的に高く評価されている本県産の花弁を使ったフォトスポットや、実際にハウスにいるかのように施設園芸農業を体感できるVR体験、環境に優しい農業で生産された高知県産園芸品のPRを予定しております。VR体験では、園芸ハウス群のドローン映像や、次世代型ハウス内でのデータ駆動型農業による栽培の映像、天敵昆虫の目線による害虫の捕捉・捕食映像、IOPが普及し自動化が進みました未来の農業の映像を盛り込み、来場者の皆様にリアルに体感していただきたいと考えております。また、今回作成いたしますVR映像につきましては、万博終了後も就農相談会や学校などへの出前事業での活用も予定しております。

説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎はた委員 開催期間 5 日間で2,500万円の支出なんですけれども、この予算の大枠の内訳はどうなっているのでしょうか。

◎平田農業イノベーション推進課長 予算の内訳でございますが、VR制作が1,760万円、展示装飾等が440万円、フラワースポットの費用300万円でございます。

◎はた委員 VRは技術に対する費用なのか、それとも製品として買い取る価格なのか。

◎平田農業イノベーション推進課長 VRにつきましては、こちらのほうから、施設園芸内のカメラで撮った画像映像、こういったCGを作ってくださいという要望、それから、体験者の方々が操作して画像が動くような要望をいたしまして、できた製品を買い取る費用でございます。

◎はた委員 VRは5日間で終わりではなくて、今後に生かしていくことが想定されているのか。

◎平田農業イノベーション推進課長 先ほど申しましたが、就農相談会でありますとか、学校での出前授業、それから農業参入フェスで皆様方に実際に体感していただくことで、よりイメージを持っていただきたい、そういう使用を考えております。

◎はた委員 展示内容については賛成するところなんですけれども、心配な点として、大阪万博の会場の安全性についてはどういうふうに認識されているのでしょうか。

◎松村農業振興部長 多分御懸念されてるのはメタンガスの事故があったことだろうと思いますが、万博協会が発表されていることでいえば、メタンガスについては換気設備を設置するとか、強制換気するとか、あるいはガスの濃度測定を毎日公表するとか安全対策を取ると言われております。万博自体も国と協会で行われるので、安全対策をしっかりやられている前提で、高知県をしっかりPRする絶好の機会なので効果が高いので予算をお願いしているところです。

◎寺内委員 この予算については賛成したいと思うし、また、行ってみたいと思うイメージにもなったんです。その中で期間が短いんですけれども、高知県コーナーだけがあるのか、それとも全国で分担しているのか、イメージでいったらこのSDGsブースはどういうふうになっていくのでしょうか。展示ブースが5日間ですから、短いじゃないですか。どのような感じでしょうか。

◎平田農業イノベーション推進課長 今回、出展しようと思っておりますのが、内閣府が、このSDGsフェスを5月28日から6月1日の5日間で設定しておりますので、この5日間のフェスに高知県がこれから応募するわけですが、参加させていただいて、その期間内にブースを頂いたところで展示させていただくということでございます。

◎寺内委員 出展してもらうのは非常にありがたいので、高知県の園芸農業、特にSAWACHIを使ってPRしてもらいたいと思うので、よろしくお願いします。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、農業イノベーション推進課を終わります。

〈畜産振興課〉

◎久保委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 当課の補正予算案について御説明します。歳入の説明は省略させていただきます、歳出を御説明します。

1 畜産振興費の右端の説明欄を御覧ください。1 畜産生産基盤強化事業費の施設整備工事請負費と、その2段下の畜産防災対策推進事業費補助金と、その下の事務費を合わせて1億1,941万4,000円でございます。この事業は南海トラフ地震発生時の畜産被害を最小限に食い止めるため、畜産農家や畜産試験場における防災対策事業でございます。詳細は後ほどポンチ絵を使って説明させていただきます。

次に、真ん中の畜産環境対策総合支援事業費補助金でございます。これは、JA高知県が管理します本山町堆肥センターの整備に関するものでございます。当センターは令和4年度の台風被害によりまして堆肥製造を休止しておりますが、良質な堆肥を求める耕種農家やふん尿処理に苦慮する畜産農家から再稼働の要望があったため、国費事業などを利用し修繕などを行うものでございます。

次のページに移りまして、債務負担行為を1つ提出しております。四万十市新食肉センター整備事業費負担金は、令和6年度から令和10年度までの債務負担行為31億1,279万6,000円を設定するものでございます。これは、本年4月から7月にかけて、四万十市、県、関係市町村、加工事業者、生産者、関係団体で構成する四万十市新食肉センター整備検討会において、新食肉センターの整備計画をはじめ、負担対象額や負担割合などについて関係者間での合意が得られたため、予算案として計上するものです。詳細は後ほどポンチ絵を使って説明をさせていただきます。

次に、先ほどの施設整備工事請負費、畜産防災対策推進事業費補助金及び事務費の詳細を、ポンチ絵を使って説明させていただきます。

上の事業の目的・内容の欄を御覧ください。この事業は、本年1月に発生しました能登半島地震におけます畜産被害に鑑み、南海トラフ地震発生時の本県畜産被害を最小限に食い止めるため、家畜の生命維持や畜産物の品質維持のために、畜産農家が導入する非常用電源や貯水タンクなどに係る経費を支援するとともに、本県固有の土佐あかうしや土佐ジローなど、貴重な遺伝資源を保有しております畜産試験場においても、必要な機器などを整備するものでございます。

次に、現状及び課題を御覧ください。能登半島地震では畜産分野においても、断水による水不足や停電による搾乳機器の停止などの被害が出たことを受け、県内の畜産農家に対しまして、事前の備えについてアンケート調査を実施しました。その結果、畜産農家の半

数以上が貯水をしておらず、6割以上が非常用電源を所有していないことが判明しました。また、畜産試験場においても、必要な機器などが未整備であることが判明しました。南海トラフ地震による長期間の断水や停電が生じた場合には、多くの家畜が犠牲となることが危惧されます。

そのため、今回、左下の対策①にありますように、畜産防災対策推進事業費補助金としまして、南海トラフ地震発生に備える畜産農家を支援したいと考えております。補助の対象は、非常用電源、貯水タンク、揚水ポンプなど、補助率は2分の1以内、事業費は1億10万円でございます。

次に、右側の対策②を御覧ください。畜産試験場における防災対策について御説明します。1ポツ目の備品購入費は、土佐ジローのひなをかえすための卵の管理について、停電時でも管理できるよう非常用電源を設置し、土佐ジロー農家へ安定してひなを供給できるようにするための費用で、1,540万円を見込んでおります。2ポツ目は、地震発生時は土佐あかうしを放牧場に避難させるため、放牧場に新たに揚水ポンプを設置する費用でございます。3ポツ目は、畜舎に安定的に水を供給するため、揚水ポンプを更新するなどの費用で、工事請負費と合わせて391万4,000円を見込んでおります。

次に移りまして、先ほどの四万十市新食肉センター整備事業費負担金の詳細を、ポンチ絵を使って説明させていただきます。一番上の枠囲みを御覧ください。四万十市の食肉センターは、県内で唯一の豚の屠畜場であり、本県の畜産振興に寄与するとともに、幡多地域の雇用の場の確保にもつながる施設でございます。近年、老朽化が進み、円滑な操業に支障が出ていることから、早急な建て替えが必要となっております。今回の債務負担は、この四万十市の整備について、関係市町村とともに支援をするものでございます。

次に、1施設概要を御覧ください。新センターを整備することによりまして、生産面においては豚の処理頭数が、これまで1日最大480頭、年間最大11万7,600頭だったものが、1日最大600頭、年間最大14万7,000頭まで受入体制が強化されます。このことで畜産農家が安心して生産拡大に取り組むことができます。また、流通販売面におきましては、より高度な衛生管理の下、特に屠畜処理について、中四国初となります湯はぎ方式を導入することにより、消費期限の延長などによる競争力の強化が期待されます。こうした整備によりまして生産加工販売の好循環を形成し、さらなる畜産業の振興を図るとともに、幡多地域における雇用の場の確保を図ってまいります。

次に、2事業概要を御覧ください。整備事業費は62億9,582万7,000円となっており、関連事業者などが負担します金額を除いたものが、県と関係する市町村の負担対象額になります。債務負担期間は令和6年度から令和10年度までとなっており、実際の費用負担が始まるのは令和7年度からの予定です。負担先は四万十市で、事業実施主体は四万十市と加工事業者により7月に設立されました一般社団法人四万十食肉公社でございます。四万十

市は県や関係市町村からの負担金を公社に補助する流れとなっております。

次に、3 負担額及び負担割合についてを御覧ください。県と市町村の負担額と負担割合でございます。県の負担割合は50.6%となっております。考え方につきましては、高知市の食肉センターにおける県の負担と同様で、基本とします50%の負担に、財政的に負担の多い宿毛市と大月町の負担額の一部を県が支援することとし、合計で50.6%の負担割合となっております。

4 整備スケジュールについてを御覧ください。本年度中に実施設計に着手しまして、令和10年度に新施設の稼働を目指すスケジュールとなっております。

以上で、畜産振興課に係る説明を終わらせていただきます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 能登地震の教訓でしっかり対策を取るという大事なことですので、早急に取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに能登でどういう被害状況だったのか、簡単に言ってもらえませんか。

◎谷本畜産振興課長 石川県庁への聞き取りによりますと、畜舎の倒壊による家畜の死亡もあったんですけれども、断水とか停電による家畜の死亡、そして生産性の低下が一番問題になったというお話でございました。

◎武石委員 例えば飼料の補給ルートが断たれた、つまり餌がない状態とかもあったんでしょうか。

◎谷本畜産振興課長 餌の問題でそういったお話もございました。ただ、能登の場合は道路のインフラの整備の回復状況に応じて、飼料メーカーが、大きな車で行くのではなくて、小さな車で小分けするなどして、供給を滞らせない工夫をしていたと聞いております。

◎武石委員 この対応は評価したいと思います。

一方で、地震だけではなくて暑さ対策です。この夏もすごい暑かったけど、この影響はどうでしたか。

◎谷本畜産振興課長 暑熱については、聞き取り調査の中では十分聞き取ることができておりません。そういったことについても追加して調査したいと思います。

◎武石委員 四万十町の養豚業界でも運搬中に、運搬車のトラブルがあって、対応している間に運搬車の中で豚が熱で死んでしまったこともありまして。去年の委員会の九州の調査で、九州はどうなんだと聞くと、運搬車にミストをつけて暑さ対策している話も聞いたことがあるんです。地震対策もちろん大事ですけど、暑さ対策とかも踏まえて総合的に対応していただきたいと思います。

それから食肉センターもスムーズに進めていただきたいと思います。これは単に幡多地域だけの問題ではなくて、県全体で安くて安心して食べられる豚肉を供給するために、非常に急がれる施設ですので、スムーズに進めていただきたいと思います。

一方で豚肉だけではないけど地産外商、特に海外へ売っていく、海外への販路開拓なんかもあったらいいのと思うんです。愛媛県庁の畜産課に聞いたんですけど、日本の豚って、外来種を輸入した飼料で育てているので、海外へ行く場合になかなか日本の豚というブランドが立たないと。H A C C Pとか衛生基準はもちろん必要ですけど、セールスポイントが弱いという話も聞いたことがあって、そのときに愛媛県庁の畜産課の方がおっしゃったのが、鹿児島県は鹿児島の豚で、唯一海外に売るセールスポイントを持っているという話もあったんです。これは生産者の問題になるかも分からないけど、県として、海外へも売っていける肉を作っていくことも、食肉センターの整備とともに考えていただきたいと思うんですけど、課長の御所見をお聞きして終わります。

◎谷本畜産振興課長 委員のおっしゃるように、我が国では、外来種の繁殖性だとか、子をたくさん産むとといったよいとこ取りをして、いわゆる三元交雑をして豚を生産します。現在では、種を改良していく方向よりも、食べさせる餌、例えば四万十町では米、麦、そして芋、いろんなものを特に仕上げの段階で食べさせることによって、うまみを増して、豚臭さもなくなる、これを特徴にして売っています。今後は、海外にそういったことが十分通用するとか、あるいは取り扱う業者、生産者の意見を聞きながら、県として輸出を見据えた豚の振興策は研究していきたいし進めていきたいと思っています。

◎今城委員 畜産防災対策推進事業費ですけど、今回の予算でどの程度普及を目指しているのか。どのような見込みなのか。

◎谷本畜産振興課長 アンケート調査で、今年度こういった支援をすることで導入希望の方に対しては全て行き届くように支援したいと思います。整備率でいきますと、貯水タンクは55%程度、非常用電源は50%程度まで上がると思います。それ以外の農家については、十分整備している人もいるんですけども、資金面で悩んでいらっしゃる方も聞いておりますので、今回の事業の進捗とか農家の状況を聞きながら、今後どうするか検討していきたいと思っています。

◎はた委員 私もこの予算で十分足りるのかというところなんですけれども、50%にはいくだろうとのことですが、今回補助金の出し方が、高知県畜産会を通して決まると。農家の負担割合は2分の1のままなのか、それとも高知県畜産会の判断によって農家の負担率が軽減できる見込みはあるのか。

◎谷本畜産振興課長 補助率については2分の1以内のままなんですけれども、アンケート調査のときに、農家の方々に2分の1支援の形で進めたいがどうかと要望を取っております。市町村の上乗せ補填についても考えたんですけども、例えば畜産の状況、畜種とか戸数とか規模がいろいろ違いますので、そこを一律にしまうと、農家によっては市町村が予算化せずに、補助金自体を使えない状況もあるので今回は見送っています。委員がおっしゃるように、農家の負担をなるべく少なくしたほうがいいので、市町村に対して

は県から上乗せ補填できないかと働きかけはしていきたいと思っています。高知県畜産会自体の上乗せ補填はございません。

◎はた委員 非常用電源について、こういう形の電源確保も当然大事なことだと思います。日常も含めて、いろんな畜舎を訪問させていただいて思ったのが、結構広い屋根を持った現場が多いと思うんですけれども、太陽光発電を導入していくことで、線が途切れても自分の敷地で電気を生み出して活用できるという非常用電源の在り方も考えられるのではないかと。太陽光発電の整備についてはいろんな補助があって、現場の負担は少なくできる可能性があると思うんですけど、自家発電をして活用する非常対策の検討はされているのでしょうか。

◎谷本畜産振興課長 残念ながら今回の補助金の中ではそういった支援について考えておりませんでした。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、今後事業進捗する上でいろんな要望が出てくると思います。そういったことも含めて農家さんの声をお聞きしたいと思っています。

◎寺内委員 四万十市新食肉センターの整備の支援で、この予算は了とするところですが、整備が4年後で令和10年です。今資材の高騰がありますけれども、この整備に対して物価スライド条項が使えるのでしょうか。

◎谷本畜産振興課長 公共工事なんかではスライド条項は盛り込まれるはずなんですけど、今回は工事の発注が一般社団法人で、使えないことになっております。ただ今後、費用負担に係る協定書を四万十市と私ども、そして関係7市町村で締結します。その中で、そういったことも含めた不測の事態の場合は協議をすることになっておりますので、負担も含めて話し合っていくことになります。

◎寺内委員 スライド条項が使えなかったら、今言われたように話し合いになるでしょう。せっかく決まって進むのですから、資材高騰等で頓挫することのないようにお願いします。

◎岡田（竜）委員 畜産試験場のことでお聞きしたいんですけれども、ポンチ絵の中でも道路が寸断して職場まで行けないと書かれています。昼間、何かあったときには職員の方がいらっしゃるでしょうけれども、手薄なときに発災したときの計画も立てられていると思いますけれども、教えていただけますか。

◎谷本畜産振興課長 そういった場合には、警備の方から連絡を受けて、あらかじめ策定した取組を行うようにしております。非常用電源の場合は、自動的に電源が入って、例えばひなのふ化については電源が切れないようにといった取組がされているところです。

◎岡田（竜）委員 警備の方から連絡が回る。皆さん近くに住まれている方ばかりですか。

◎谷本畜産振興課長 そういう方もいますけど、佐川町内、そして高知市周辺ですので、それほど時間はかからないと思います。

◎今城委員 関連して、いろんな業種でBCPとかつくっているんですけど、畜産農家の

BCPはないんですか。

◎谷本畜産振興課長 BCPはまだつくりだしていない状況です。手引が農林水産省から出ておりますので、こういった機器の導入を契機に、大規模な農家から取り組まないかとお示しして、つくっていただければと思っております。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、畜産振興課を終わります。

〈農業基盤課〉

◎久保委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎大和農業基盤課長 当課の補正予算について御説明いたします。タブレットの1ページを御覧ください。

まず、歳入についてでございます。14款諸収入、7項雑入、25目違約金及び延納利息の(2)節違約金と(3)節賠償金は、県発注の地質調査業務におきまして、公正取引委員会が、令和5年9月28日に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為を行ったとしまして、県内の測量・建設コンサルタント業者14者を認定した談合事案に関しまして、今年6月7日付で請求しました違約金及び賠償金に係るものでございます。

2ページをお願いいたします。(参考資料)令和6年度違約金・賠償金請求等整理表になります。この整理表でございますが、談合が認定されました648件につきまして、担当課ごとに違約金・賠償金の額と返納金の国費分、市町村等分の額、右端を県分として整理したものでございます。5番の当課につきましては、57件が該当しており、違約金及び賠償金の請求額は7,504万9,047円で、このうち国への返納金3,764万9,000円と市町村等への返納金221万円を合わせました3,985万9,000円の返納に必要な財源を、当課の歳入予算として計上しており、請求額と返納金の差額につきましては、県の一般財源として財政課において予算計上しております。

次に、歳出予算について御説明いたします。3ページを御覧ください。9款農業振興費、3項農地費、2目土地改良指導費、(22)節償還金利子及び割引料でございます。一番右の説明欄、1耕地諸費の国庫支出金等精算返納金3,985万9,000円は、先ほど御説明いたしました違約金・賠償金のうち、国の補助率や市町村等の負担率に応じて返納する額を計上しており、歳入予算と同額でございます。

次に、繰越明許費について御説明いたします。4ページを御覧ください。3目県営土地改良事業費のかんがい排水事業費は、高知市東部3期地区におきまして、計画調整に日時を要し、工事の完成が翌年度になることが見込まれるため、繰越しの議決をお願いするものでございます。

農業基盤課の説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、農業基盤課を終わります。

これで、農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎久保委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎西村林業振興・環境部長 まず、一般会計補正予算について御説明します。2ページ、林業振興・環境部補正予算総括表をお願いいたします。総額で3,400万円余りの補正をお願いするものでございます。補正の内容としましては、自然共生課におきまして、NHKのテレビドラマ「あんぱん」を契機として、来園者の増加が見込まれる月見山こどもの森の受入環境整備のための安全対策として、老朽化した施設の改修に要する経費を計上しております。その他の補正内容としましては、木材産業振興課において、事業者が補助金により取得した財産を処分したことに伴い、県が返還を受けた国庫支出金の返還に要する経費、治山林道課と自然共生課において、県が地質調査事業者から返還を受けた国庫支出金等の返還に要する経費でございます。その他、これらの総括表にはございませんが、繰越明許費としまして、治山林道課の林道及び治山事業をお願いしております。また、債務負担行為につきまして、森づくり推進課において、林業大学校における研修環境の向上を図るための車両購入費を計上しております。

続きまして、当部提出の条例その他議案でございます。3ページの議案目録の第14号、真ん中になりますが、高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案について、議決をお願いするものでございます。

次に、報告事項でございます。林業環境政策課から、全国植樹祭の開催に向けた取組について、環境対策課から、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備状況についての報告がございます。

最後に、当部が所管する審議会の審議経過等につきましては、4ページ以降に資料を添付しておりますので、御確認をお願いします。

私からの説明は以上です。提出議案等の詳細はそれぞれ担当課長から説明させていただきます。

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈森づくり推進課〉

◎久保委員長 初めに、森づくり推進課の説明を求めます。

◎中城森づくり推進課長 当課の9月補正予算について御説明いたします。資料1ページは、②議案説明書（補正予算）40ページの債務負担行為に関する調書でございます。左側の事項欄にありますように、車両購入費に関しまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

事業内容について、2ページの補足説明資料により御説明いたします。資料の表題にありますように、林業大学校における若者や女性に配慮した研修環境の整備としまして、トイレカーを導入するものでございます。

上段の現状・課題欄を御覧ください。1つ目の丸にあるとおり、本県の令和4年度の林業就業者全体に占める女性の割合は約6%、96人と非常に少なく、女性の就業促進に向けた環境づくりが必要な状況にあります。こうした中であって、2つ目の丸にあるように、林業大学校の林業関連コースにおいて、本年度の女性研修生が過去最多の4人となっており、女性も含めた多様な人材の育成を進めているところです。女性研修生が増えたことなどを踏まえ、林業大学校の実習に使用する仮設トイレに関する満足度について、研修生のニーズを確認したものが、3つ目の丸となります。約4割の研修生が臭いが気になるなどの不満を示す結果となっており、女性だけではなく、男性からも不満の声を受ける状況がありました。また、円グラフの右側にあるように、トイレの満足度とは関連しませんが、女性の研修生からは、体調の変化の配慮に関する要望も見受けられたところです。

こうした研修生の声は、若者や女性などの多様な人材の林業就業の促進を図る上で改善すべき課題であり、中段に記載のとおり、まずは林業大学校から、林業就業を志す若者や女性の満足度の向上に取り組み、この改善モデルを林業事業体に提示していくことで、魅力ある職場づくりを推進していきたいと考えております。今回の補正予算では、下段にありますように、林業大学校において、移動式のトイレとして設置が可能なトイレカーを1台導入することとしています。なおトイレカーは受注生産となるため、導入は来年度となります。導入するトイレカーについては、林業大学校の研修で使用するほか、県内での林業関係イベントの展示などを通じて、林業事業体に向けた林業職場の環境改善の事例提案として活用することを予定しております。

森づくり推進課の説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 これから女性が林業の現場で働くのも非常に重要だと思います。だから実際働いてる方のお話をお聞きしたこともあるんですけど、前の委員会でも言ったかも分からないけど、手袋とか服とかです。林業で働く女性のサイズに合う製品がなかなかないとの話もありますので、そのあたりにも目配りもしていただけたら。これは要請です。

それからトイレカーの話もありましたが、今年の委員会の出先調査で仁淀川町に行ったときに、我々も明神林業所有のトイレカーを見せていただいて、こういうのはいいなと思

ったので、この議案にも賛成したいと思います。

あと、要請なんですけど、今、外国人労働者も結構入ってきていると思うんです。例えばベトナム人を雇っている経営者から聞いたんですけど、現場で危ないと伝えるのに、ベトナム語には危ないという言葉が2種類あって、うまく伝わらない。やっぱり危険な作業をしているので、そのあたりの言語の壁が支障になっているとの話もありますので、事故とかが起こらないようにするためにも、外国人を雇うに当たって一々現場に通訳を配置するわけにもいかんでしょうけど、日本人はベトナム語、ベトナム人は日本語を習得する機会もないといけないのではないかなと。一般の日常会話の習得はいろいろと大変ですけど、とっさの場合に危ないとかの言葉は通じるようにするといったことも現場に徹底していただきたいと思うんですけど、何か御所見があればお聞きしたい。

◎中城森づくり推進課長 今おっしゃられた外国人材の現場に私どもも行きました。経営者の方からも同じようなお話を頂いておりまして、何か統一のルールといいますか、簡単な誰もが分かる言葉で間違いのないことを統一して使えばいいんじゃないかといった話を頂いております。管理団体で受入れをしておりますので、管理団体の研修も通じまして、検討してまいります。

◎はた委員 林業の現場で働く女性にとったら、喜ばしいニュースでよかったなと思っております。先ほど課長が説明された、まずは学校で、これからはこう広げていくことも考えているとのことですが、こういうトイレカーを配備することで、若い女性たちを確保していくとか、女性だけではないですけど、若い人たちが働きやすい環境をつくっていくことはすごく大事なことで、計画を持つことが非常に大事なかなと思うんです。今回やって検証してだとは思いますが、ぜひ研修生だけのアンケートではなくて、いろんな林業事業体の皆さんに同じような満足度、また必要性といったものをアンケートしていただいて、計画を持って予算を確保した上で広げていく、担当部局として確実にこういう体制をつくっていくんだという取組が必要だと思うんですが、今後計画していくかどうか、そういう決意というか、思いを聞かせてもらえたらと思います。

◎中城森づくり推進課長 現在、林業労働環境改善事業という事業がございまして、こちらで魅力ある職場づくりを進めさせていただいております。この中では、トイレカーを導入することについての経費支援はございませんけれども、就業規則とか、募集に関してホームページの整備といった魅力ある職場づくりについて支援させていただいております。この職場づくりを進める中で、トイレカーを入れることだけが、若者や女性が入ってくるための、ニーズへの対応ではございませんので、今申しあげました就労規則とか、会社の中でのいろんなコミュニケーションとか、今までできていないことがいっぱいありますので、そういったことを進めていく中の一環として、このトイレカーについても進めていければと思っております。

◎武石委員 それともう一つ、これも御存じのことだと思いますけど、女性が林業現場で働いてもらうために、女性から聞いたことを。チェーンソーにしても男性仕様はなかなか重くて女性には扱いづらいので危ないというのが、あるらしいです。軽い素材で作られたチェーンソーもあると聞いていますが、値段が高いとも聞くんですよ。だからそういったことも、導入の支障にならないように、予算的にも御配慮いただきたいとの声もありますので、ここで要請しておきたいと思います。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、森づくり推進課を終わります。

〈木材産業振興課〉

◎久保委員長 次に、木材産業振興課の説明を求めます。

◎高橋木材産業振興課長 当課の補正予算について御説明いたします。まず、1ページでございます。歳入予算としまして、諸収入として201万2,000円を計上させていただいております。これは補助金により取得した財産を処分したことに伴い、補助事業者が国へ返還する国庫支出金を受け入れるものです。

次の2ページでございます。歳出予算、木材産業振興費の右側の説明欄を御覧ください。国庫支出金精算返納金は、補助事業者から返還を受けた国庫支出金を国へ返還する経費です。具体的には、事業実施主体が、林業・木材産業構造改善事業により整備しました作業用建物について、本年4月末の木材加工事業の終了に伴い、当該施設が耐用年数以内での処分となるため施設の残存価格における国費相当分を国へ返還するものです。

以上で説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、木材産業振興課を終わります。

〈治山林道課〉

◎久保委員長 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎中屋治山林道課長 当課の補正予算について御説明いたします。1ページをお願いします。まず歳入について説明します。科目欄の14諸収入、7雑入、25違約金及び延納利息の行、節欄(2)違約金と(3)賠償金は、県が発注する地質調査業務に関して、本年6月、13者に請求しました違約金及び賠償金のうち、治山林道課が所管する委託業務に係る5者に対する請求のうち、納付のあった者の国等への返納金に当たる金額を計上させていただくものです。

2ページの(参考資料)令和6年度違約金・賠償金請求等整理表を御覧ください。県が請求しました違約金及び賠償金の額を記載しておりますが、その受入れに当たり国庫補助

金や市町村負担金を財源の一部とする事業につきましては、それぞれの補助率等に応じて、該当する額を返納する必要がありますので、その額を記載しております。返納につきましては、各契約の担当課において事務処理を行いますので、これらを表に整理しております。整理表の6番治山林道課につきましては、請求金額の件数欄にありますとおり22件が該当しており、違約金及び賠償金の請求額は、小計欄の3,075万円余りでございます。その右側の国・市町村等への返納金欄に移りまして、このうち、国への返納金は国費分欄の1,817万1,000円、該当する町への返納金は市町村等分欄の52万8,000円、これを合わせた1,869万9,000円を計上させていただいております。なお、今回計上させていただくものは、履行延期による納付1者を除く金額となっております。最後に一番右側の欄にありますとおり、請求額と返納金の差額は、県負担分の歳入として、総務部の財政課において予算計上することとなっております。

次に歳出予算について御説明します。3ページをお願いします。科目欄を御覧ください。10林業振興環境費、1林業振興費、6林道費及び7治山費の行の節欄の22償還金利子及び割引料です。一番右の説明欄に記載の1道整備交付金事業費379万7,000円、2山地治山総合対策事業費1,490万2,000円、合計しまして1,869万9,000円は、先ほど歳入予算の際に御説明いたしました違約金・賠償金のうち、国の補助率や市町村などへの負担金に応じて返納する額を計上させていただいております。歳入予算と同額となっております。

次に4ページを御覧ください。繰越明許費でございます。目欄の6林道費では、大豊町の林道奥大田三谷線2工区など15路線23工区の工事において、用地の地権者との交渉や、災害復旧工事との調整、また、木材の伐採や搬出作業における関係者との日程調整などに日時を要したため13億4,353万円余り。また、7治山費では、馬路村上り畝地区など22か所の工事において、工食用資材の運搬路の選択、資材置場や作業ヤードの借り上げ、索道等仮設用地の交渉等に日時を要したため、10億2,802万円余りを合わせて23億7,155万円余りを繰越し予定としてお願いするものです。いずれの事業も適切な事業執行に努めてまいります。

治山林道課の説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 御説明の内容には異論はございません。最近、地元で川を見に来てくれって呼ばれて、四万十川を見たんですね。そうすると河床の岩に土がかぶったり非常に汚れていて、地元から原因の一つとして言われてるのが、林道から濁水が出てきている。だから、林道もそのまま切り飛ばしではなくて、雨水排水なんかが直接河川に流れ込まないような簡単な仕組みができないものだろうかとの話も受けたんです。その辺に対する御所見があればお聞きしたいし、そういう声もあるとここでお伝えしたいと思って発言した次第です。

◎中屋治山林道課長 林道の工事につきましては、林道の中で盛土とかが発生するので転

圧を小まめにやって下流に流亡しない工事に努めているところではありますが、そういう地元の声等がありましたら、当然ながら県発注の工事ですので発注側にお伝えして、何らかの対策を取るということは、検討の中に入っているところです。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、治山林道課を終わります。

〈自然共生課〉

◎久保委員長 次に、自然共生課の説明を求めます。

◎濱口自然共生課長 当課からは補正予算、条例その他議案の2つの議案につきまして説明させていただきます。

まず、補正予算についてですが、2つの項目について計上させていただいております。1つ目は、県立月見山こどもの森の整備費、もう一つは、いわゆる談合事件に係る賠償金の国への返納金でございますが、以降で、それぞれ詳しく説明させていただきます。

資料1ページでございます。まず、歳入ですが、14諸収入、7雑入、25違約金及び延納利息の行、真ん中ほどの(3)賠償金の21万9,000円は、先ほど治山林道課から説明させていただきましたのと同じく、談合事件に関しまして、納付されました賠償金に係るものでございます。

資料2ページでございます。違約金・賠償金の一覧の資料、当課は7番ですが、2件該当しております。資料右下に2件を抜き出した表を掲載しております。賠償金額は、一番下の青色で囲みました2件で、合わせて108万144円。このうち後ほど歳出の項目で説明いたします国に対する返納金、この相当額に対応する21万9,000円を歳入予算として計上しているものでございます。具体的には、右下の赤で囲んだ部分、契約金額のうち、国費の額218万9,000円に、賠償金の率10%を掛けた額になっております。

資料3ページでございます。歳入のもう一つでございますが、15県債、1県債、9林業振興環境債の行、真ん中ほどの(5)自然公園等施設整備事業債は、後ほど説明いたします県立月見山こどもの森の工事請負費に充当するものでございます。

資料4ページでございます。歳出予算につきまして、右の説明欄、1自然公園等施設整備事業費に、県立月見山こどもの森の施設整備工事請負費として、1,310万1,000円を計上させていただいております。詳細は後ほど別途資料で説明させていただきます。

次に、説明欄2牧野植物園管理運営費の下の行、国庫支出金精算返納金は、先ほど歳入予算で説明いたしました事業者からの賠償金のうち国に返納する額を計上しております。当課で該当になりました2件の地質調査委託業務のうち1件について、国庫補助金を充当しておりましたので、国に返納するための予算額21万9,000円を計上しております。

資料5ページでございます。先ほど申し上げました高知県立月見山こどもの森の施設整備について説明させていただきます。目的につきましては1目的、連続テレビ小説「あん

ぱん」の放送を契機に、観光客と利用者の増加が見込まれますので、月見山こどもの森の安全対策、老朽化した施設の改修等を行うものでございます。

次に、2整備概要についてです。①から④まで大きく4つございます。①は遊歩道の安全対策として、手すりの新設や階段の舗装を行うものです。その右の②老朽化したアスレチック遊具を撤去し新設を行います。③屋外トイレ2か所につきまして洋式化を行い、併せて屋根の改修を行います。④老朽化した看板、計6か所の改修を行います。事業費の総額は1,310万1,000円となっております。スケジュールは右下にありますとおり、議決をいただきましたら設計、入札を行いまして、本年度内に整備を終え、利用者の受入れに備えたいと考えております。

続きまして、条例その他議案について説明いたします。資料6ページでございます。高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。条例の別表第1を改正する内容となっておりますが、詳細は別途資料で説明させていただきます。

資料7ページの条例議案説明でございます。3つございますが、一番下が牧野植物園の説明になっております。今回の条例は、近年の物価高騰や牧野植物園の磨き上げ整備等の状況を踏まえた適切な受益者負担等を考慮しまして、同園の利用料金及び入園料の基準額を改定しようとするものです。

資料11ページで詳しく説明させていただきます。緑色の枠、上から2つ目の料金改定の考え方のところですが、点線の囲みの中に3つ、横長の棒グラフを並べています。一番上、平成29年から令和元年度の当初予算平均ですが、入園料収入が7,500万円、管理代行料が3億8,500万円で、総支出に占める割合が16%と84%でございました。その下、中段、令和6年度当初予算では物価高騰等の影響によりまして、15%と85%という比率に変わっておりますので、これを物価高騰前の16%と84%に戻すために、料金改定を行いたいと考えております。金額ベースでは入園料で約1,000万円の増収確保のための改定でございます。

左下の囲みの中に、現在の料金と改定後の料金の表を載せております。表の中に左右で2つ金額を並べておりますけれども、右側の括弧内が消費税込みの料金ですので、こちらで説明させていただきます。一番上、個人料金のところ、これがいわゆる通常の1人1回の入園料ですが、この額を現在の730円から850円に改定させていただければと考えております。同時に2行目の団体料金はそこから100円引きとなる630円から750円に改定を行いたいと考えております。3行目の年間パスポートにつきましては、県民負担を軽減するとともに、購入促進につなげるため2,930円から2,500円に値下げすることとしたいと考えております。値下げによりまして、年間パスポートのいわゆる元が取れる回数は現在5回のところ、3回になります。入園料の値上げによる増収額は約1,174万円。年間パスポートの値下げによる減収額は76万円を見込んでおりまして、合わせて約1,098万円の増収を見込んで

いるところでは。

右下の磨き上げ整備状況につきましては、近年の牧野植物園の整備状況を参考までに入れさせていただいております。物価高騰に加えまして、これらの整備による維持管理経費の増も、牧野植物園の支出額の増加につながっているところでは。

以上で説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 説明内容はよく分かりました。異論があるわけではありません。一方で結構インバウンドも大きいんじゃないかと思うんですね。コロナ前なんかも行ってみたら外国人がすごく多くて、最近もまた復活してきたんだろうと思うんです。姫路城ですかね、全国の諸施設では観光税的なものを上乘せしたりといった事例もあると思うんですけど、私も海外に行ったりして思うのは物価の違いといいますかね。逆にインバウンドで日本に来て、払うお金がみんなの金銭感覚とは違うような、つまり我々が日本で高いなと思うものが、外国人にとってはあんまり高いとは思っていないこともある。今ではなくて今後ですよ、この入園料にしても、そういった観点を反映してもいい時代なのではないかなという気もしますが、ここで私見を述べさせていただくことにします。

いつも言うようにここでお願いしたいのは職員の皆さんの処遇改善、それを果たすためには指定管理者側が経営見通しを持って経営していく中で、職員の処遇改善をしていくことも大事だと思うので、指定管理者がそういう判断ができるような運営をしていただくようお願いしたいと思うんですけど、課長の御所見をお聞きしたいと思います。

◎濱口自然共生課長 指定管理者は、この料金改定によりある程度増収を見込める状況にあると思いますので、その増収を原資の一部としまして、処遇改善に取り組んでいただきたいと思っております。処遇改善をやるということで県に要望はあると思いますので、我々も適切に総務部と協議しまして予算に計上していきたいと考えております。

◎はた委員 入園料が引き上がることによって、収入が減ることも考えられると思うんですが、先ほどの答弁では入園料を上げて収入は増える見込みだと言われました。その根拠はどういうことでしょうか。

◎濱口自然共生課長 見込みにつきましては、22万人という来年の目標値がありますので、それを基に計算させていただいております。近年、牧野植物園の入園者は好調ですので、22万人はクリアできる見込みです。22万人をクリアできれば、今回料金改定させていただいた分の収入増につながると考えております。

◎はた委員 施設運営としては、それで会計上はうまくいく計画なのかもしれませんが、県民の財産の施設で、県民も広く利用ができるようにしていくことを考えると、物価高騰の中で家計も大変ですし、若い人たちの所得も上がっていない。まともに実質賃金が上がっていない状況で入園料を上げることは、県民の財産を広く県民に利用してもらおう

と思うと避けるべきではないか。当然、運営に係る人件費、物価高騰の部分については、県の委託料でしっかり見込む。施設のリニューアルをされて、いろんな新たな取組もあって、施設として自由に使いたいお金もあるかと思うんですけども、自由度を確保しながら県民の利用率もしっかり所得に見合った料金に設定した状態で、そこから必要な分は県費から出すのが筋じゃないかと思うんです。担当課としては、今回の料金値上げについてどんなに議論されてきたのか、考えがあればお願いします。

◎濱口自然共生課長 管理代行料、県費で負担とのお話でございましたけれども、代行料の財源もやはり県民の皆様の税金でありますので、となると施設を利用しない方からも負担をいただいて、管理代行料でお支払いすることになります。料金を据え置いて管理代行料を上げることは簡単にいく話ではなく、慎重に考える必要があるかと考えております。県民の負担軽減の面では、これまで高齢者とか18歳以下の方については、減免させていただいていましたので、それは継続させていただく。また年間何回もお越しいただける方には年間パスポートを下げても負担を軽減させていただく。この両輪で負担軽減と、料金収入の増の両方を実現しようと、今回このような改定案を提出させていただいています。

◎はた委員 入園料を上げることは、所得によって行きたいと思っただけやめることにもつながる。県民の財産でありながら県民が利用しにくくなる、これが利用料金の値上げだと思うんです。この管理代行料のパーセントを全然変わらずやっつけていこうとすると、どうしてもそこへしわ寄せが行くと思うんですよね。そこをどういうふうに防ぐかの意味では、管理代行料を引き上げてでも広く県民の利用を確保することを、ぜひ考えていただきたい。それは要望ですけど、お願いしたいと思います。

◎寺内委員 今回、指定管理者と話し合いをされて料金は設定されたのではないかと思うんですが、そのあたりを教えてもらえませんか。

◎濱口自然共生課長 指定管理者である牧野記念財団とも6月ぐらいから十分話し合いを重ね、了解を得まして、改定の料金を設定させていただいています。

◎寺内委員 報道でもありますが、私も他県の植物園に行くんですけども、普通は駐車料金も取られて、それで入場料です。牧野は駐車料金なしでこの料金といたら非常に安価で、「らんまん」のときは効果があったと思うんですよ。私は、値上げを了としたいと思います。その代わりに、年間パスポートを下げる配慮をして、恐らく牧野植物園が県民のためと言われて、県と一致したところではないかと思うんです。県民は何回も行ける年間パスポート、要は密接な関係をつくるという感心する点でしたので、この料金については非常に了としたいと思いますので、それは伝えておきたいと思います。

もう一点。今度は「あんぱん」の関係で、月見山こどもの森の整備もやってもらいたかったのですが、非常にありがたいことです。1,000万円を超える額で、大事なところを整備してくれていますが、その中でトイレですけども。トイレ自体は、当然汲み取りではなくて

浄化槽とか云々なると思うんですけど、トイレはそのあたりが非常に大事なところなんですけど、どんな整備になるか教えてもらえませんか。

◎濱口自然共生課長 完全な洋式化はちょっと難しいです。和式の上に洋式的な便器を置くような形で、金額も抑え気味でなるべく安価に使いやすいように整備させていただこうと思ひまして、このような予算を計上させていただいております。

◎寺内委員 そこで提言なんですけどね。南海トラフ巨大地震を正しく恐れるという前任の知事のと時から、防災用品認定品が採択されていまして、これ緊急防災・減災事業債も使えて、トイレについても循環型の浄化槽が整備されて。例でいうと大月町では、それを活用して海関係で対応されたり、津野町も風車のある、風力発電のある通りで活用されたりしているので、そういった防災用品認定品は、公共調達として活用もあるので、トイレなんかにも活用してもらえればと提案しておきたいと思うので、御検討していただくことを求めておきます。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、自然共生課を終わります。

これで、林業振興・環境部の議案を終わります。

冒頭申しましたように決算特別委員会が12時30分から開催の予定となっておりますので、ここで昼食のため休憩とさせていただきます。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時43分～13時0分)

◎久保委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《報告事項》

◎久保委員長 続いて、林業振興・環境部から2件の報告を行いたい旨の申出がおりますので、これを受けることといたします。

〈林業環境政策課〉

◎久保委員長 まず、全国植樹祭の開催に向けた取組について、林業環境政策課の説明を求めます。

◎太郎田林業環境政策課長 資料2ページでございます。全国植樹祭の開催に向けた取組について御説明します。まず上段の概要ですが、全国植樹祭につきましては、本県での令和10年の開催に向けて、本年5月に主催団体である公益社団法人国土緑化推進機構に開催の申出を行い、8月に開催県の内定を頂いたところです。これを受けて、開催に向けた準備を行うため、今回、大学や林業分野など関係団体のメンバーや県職員を委員とする準備委員会を設置して、開催理念や開催候補地など、大会開催の基本的な事項を定める基本構想を本年度内に策定していきたいと考えております。

資料中段の全体スケジュールを御覧ください。来年度以降の大まかな流れを記載しておりますけれども、主要な動きのところで、来年8月頃には本県での開催が国土緑化推進機構において決定する予定となっております。このタイミングで実行委員会を立ち上げて、今年度策定する基本構想に基づいた開催概要や式典演出構想、会場整備計画などを定める基本計画の策定を進めていきます。

資料下段の左側をお願いします。準備委員会につきまして概要を御説明します。準備委員会は、全国植樹祭の開催準備を円滑に行うために設置するもので、1 主な協議事項にありますように、基本構想の策定と式典などの開催会場の候補地の選定について協議を行うこととしております。

次に、2 委員構成ですが、林業振興・環境部長を委員長とし、こちらに記載の皆様方を委員としております。

次に、右側の準備委員会の進め方を御覧ください。準備委員会は、本年度中に3回開催する予定としております。第1回は先月3日に開催いたしました。当日の主な内容として、開催理念の方向性などの御意見を頂くとともに、開催会場の候補地を選定するための要件について協議し決定いたしました。

その下の開催候補地の調査は、開催会場となり得る候補地を拾い上げていく調査です。12月の第2回では、基本構想の素案をお示しするとともに、開催候補地の調査結果をお示しし、候補地を絞り込んでいくための評価方法について決定したいと考えております。来年2月の第3回では、基本構想の案をお示しするとともに、第2回で決定した評価方法での評価結果を御報告し、協議の上、開催候補地を選定したいと考えております。

基本構想の策定と公表は来年3月を予定しております。

以上で説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、林業環境政策課を終わります。

〈環境対策課〉

◎久保委員長 次に、「新たな管理型産業廃棄物最終処分場」の整備状況について、環境対策課の説明を求めます。

◎那須環境対策課長 新処分場の工事の進捗状況について御説明いたします。佐川町に建設中の「新たな管理型産業廃棄物最終処分場」につきましては、昨年度12月議会で追加安全対策などに要する経費といたしまして、約20億円の債務負担をお認めいただき、現在、令和9年9月頃の開業に向けて、施設本体南側斜面の掘削工事や集水ピット、進入道路の建設を進めているところでございます。

それぞれ工事の進捗状況について御報告させていただきます。まず、南側斜面の状況についてです。資料の上段左側に現場の写真を掲載しておりますが、赤い点線で囲ってある部分が南側斜面、その下①の部分が、後ほど御説明いたします集水ピットの建設現場となっております。

まず、南側斜面の工事につきましては、本年1月から掘削工事を再開し、斜面の約半分まで掘削が進んでいるところでございますが、斜面に緩い箇所が発生いたしましたため、ボーリング調査を行いました上で、施設整備専門委員会の委員の御意見も踏まえまして、対策工法の見直しを行っております。真ん中の図が変更前の図面ですけれども、これまでの計画では、1対2.0の斜面勾配にした後、深さ1メートル程度まで編柵を打ち込み、土砂の移動抑制や流出防止を図る計画でございましたが、ボーリング調査の結果、弱い土質の層が編柵の1メートルよりも深い位置まであることが分かりまして、編柵工では対応ができないことが判明いたしております。このため、右側の変更後の図面のように、水色で表示しております土質の弱い部分を全面的に掘削、排土いたしまして、切面に排水用の碎石層を設けた上で、セメントを混ぜた改良土で盛り直す工法に変更しております。今回の工法の見直しによりまして、当初令和9年4月頃を工事完成としておりましたけれども、それには一定遅れが見込まれる状況ではございますが、工程の見直しですとか開業準備を並行して行うといった調整によりまして、当初予定しておりました令和9年9月頃の供用開始時期には遅れが生じないよう取組を進めてまいります。

また建設費用につきましては、排土する土量が増加することによりまして工事自体は増額になりますけれども、その他の事業費の精査などによりまして同程度の費用削減ができる見込みとなっております。現時点の総事業費132.7億円に変更は生じておりません。

次に資料左下の集水ピットの建設工事の状況でございます。集水ピットは処分場内に散水した後の水、浸出水を集めまして水処理施設に送るための施設で、現在本体のコンクリート打設が完了し、管理用の階段部分の施工をしているところでございます。

最後に資料右下の進入道路の状況でございますが、全体1.1キロメートルのうち、国道から約250メートルまで工事が進捗しております。今後、擁壁工や盛土を施工しながら山側に向かって工事を進めてまいります予定としております。

環境対策課からの報告は以上となります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎はた委員 今回の工事工法が変わるということですが、併せて盛土の規制法が変わっておりますけれども、それに見合った安全対策工法になるのか、その点の確認です。

◎那須環境対策課長 盛土規制法がまだ施行前の着工になりますので、直接的には規制がかかるものではございませんが、耐震性能ともしっかりした形の工法で計画をしておりますので、安全性については問題がないものと認識しております。

◎はた委員 盛土規制法の対象ではないけれども、盛土規制法で規制される安全対策基準が担保される工事なのか。

◎那須環境対策課長 担保されていると認識しております。

◎はた委員 あと、大阪の万博会場の土地、夢洲も産業廃棄物最終処分場ですけれども、今起きているのが、夢洲ではメタンガスが大量発生している。1日当たりのガスの排出量が1.5から2トン。25メートルプールでいうと9杯分のガスが毎日出ている。今、管理して安全対策されているということなんですけれども、将来的にもメタンガスなんかが出ないというか安全に管理される工法だったり対策だったり、新しい処分場でも取られているのか、その点はどうでしょうか。

◎那須環境対策課長 こちらの処分場は管理型最終処分場でございます、受け入れるものが基本的には無機物で、ガスが発生しにくいものを受け入れる形になっております。その上で管理基準を満たしてしっかりと管理していくこととなりますので、今、万博会場のように一般廃棄物なんかを埋め立てられて、そこから有機ガスが出ているようなことはなかなか想定しにくいかと考えております。

◎はた委員 あと地権者、周辺住民の方の協力があってこそ、ここで産業廃棄物の処分ができると思うんですが、工法を変えることでより安全性が高まることも含めて、地域の皆さんへの説明だったり理解を得る機会は取られてきたんでしょうか。

◎那須環境対策課長 今回の変更につきましては、毎月、佐川町の皆様にお配りしておりますお知らせの中でも記載しておりますし、また11月頃には毎年1回開催しております工事の進捗状況なんかを説明する住民説明会を開催する予定でございますので、その中で改めて御説明したいと思っております。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、環境対策課を終わります。

これで、林業振興・環境部を終わります。

《水産振興部》

◎久保委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎濱田水産振興部長 水産振興部が提出しております議案につきまして総括説明を申し上げます。本議会に提出しております、令和6年度9月補正予算について御説明いたします。資料の2ページ水産振興部補正予算総括表をお願いします。水産業振興課及び漁港漁場課から予算の増額補正をお願いしており、総額は1,584万7,000円となっております。

水産業振興課では、今年1月に発生した能登半島地震の被災後の石川県において、被害のなかった製氷施設から陸送などで氷が確保できたことで、早期に漁業が再開できたこと

を受けまして、本県においても南海トラフ地震被災後に漁業活動を早期に再開できる体制づくりを始めるために、防災拠点漁港において、水揚げ及び出荷に必要な製氷施設の被害想定調査に係る予算をお願いしております。

また漁港漁場課では、談合事業に係る県が請求した賠償金及び違約金のうち、令和6年度の収納額の国庫支出金等相当額を返納するための予算をお願いしております。

次に、債務負担行為の変更について御説明いたします。3ページをお願いいたします。水産政策課から、債務負担行為の変更をお願いしております。これは、令和6年10月1日から全国漁業信用基金協会が保証料率を引き下げることに伴い、県の制度資金であるかつお一本釣漁船建造等支援資金も漁業者の負担が同率となるよう、県の保証料補給率を引き上げるものです。

次に、繰越明許費について御説明いたします。4ページをお願いいたします。漁港漁場課の事業につきましては、計画調整等に時間を要したことや、市町村工事の遅延などから来年度への繰越しをお願いするものでございます。

議案の詳細につきましては、各課長から説明させていただきます。

最後に5ページに、各種審議会の審議経過等について添付しております。

私からの総括説明は以上でございます。

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈水産政策課〉

◎久保委員長 水産政策課の説明を求めます。

◎西山水産政策課長 当課の9月補正予算について御説明させていただきます。資料1ページでございますが、当課からは、かつお一本釣漁船建造等支援資金の保証料補給の債務負担行為の変更をお願いしております。

内容につきましては、資料2ページで御説明させていただきます。1変更理由でございますが、この債務負担行為の変更につきましては、全国漁業信用基金協会が資料右側の表にございますように、漁業近代化資金の保証料率の引下げを行いました。この表の率は漁業者が負担する率でございますため、この近代化資金の保証料率と同等となるように県が設けております2つの保証料補給について、県の補給率を上げることで漁業者の負担軽減を図りたいと考えているものです。

2債務負担行為の変更の(1)かつお一本釣漁船建造等支援資金の保証料補給についてでございます。この保証料補給に関連して、米印にございますが、高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金がございまして、地元の民間金融機関が利用できる制度としております。漁業者が民間金融機関から融資を受けた際、基金協会の保証は表の左端の保証の率となりますため、現在のところがございますように、漁業者の負担が近代化資金の保証率と同等となるよう保証料の補給を行っております。今回の見直しを踏まえまして、表の右側の改

正後にございますように、漁業者の負担を下げるため、県の補給率を上げたいと考えているものです。

そのため、下側の債務負担行為の変更の表でございますが、現在、年信用保証料率は0.49%以内で議決をいただいておりますが、補正後の表にございますように、0.57%以内とし、債務負担予定額を1,145万6,000円から1,632万2,000円に変更させていただきたいと考えております。

もう一つの、保証料補給の(2)高知県沿岸漁業経営改善資金の保証料補給については、沿岸漁業を対象としておりまして20トン未満の船が対象となります。債務負担行為では、限度額を0.84%以内と、最大値で議決をいただいておりますため、利率及び予定額は議決を超えることはございませぬので、債務負担行為の変更は行わず要綱の改正により対応してまいります。

水産政策課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 建造する隻数といいますか、その意欲とかはどんな状況ですか。

◎西山水産政策課長 このカツオ一本釣り漁船建造とは、先ほど御説明しましたように、どちらかと言いますと近海カツオ船、いわゆる20トンを超える船になります。近年、漁業経営体も減ってきておりまして利用するところはしばらくなかった状況にはございましたが、昨年度、近海船が1隻新船を建造するというところで利用を開始した状況になっております。

◎武石委員 このように県が支援するのは非常にいいことだと思いますし、漁を継続する、経営を継続する担い手がいなくなかなか建造に至らないと思うんです。こういった制度も活用して建造意欲が高まるように、県としても取組をお願いしたいと要請しておきます。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、水産政策課を終わります。

〈水産業振興課〉

◎久保委員長 次に、水産業振興課の説明を求めます。

◎津野水産業振興課長 当課の令和6年度9月補正予算につきまして御説明いたします。議案補足説明資料の1ページ、水産振興部補正予算総括表をお願いいたします。当課からは、1,494万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に2ページ、歳出をお願いいたします。表の上から3段目、3水産業振興費の右端、説明欄の1漁業生産基盤整備事業費におきまして、漁港施設被害想定調査等委託料をお願いするものでございます。

詳細は3ページで御説明いたします。この取組は、能登半島地震におきまして早期に漁業が再開された事例を踏まえまして、本県でのL1クラスの地震や津波の発生に備え、水

揚げ・出荷に必要な氷を早期に確保する体制を事前に構築しますため、製氷施設の被害状況の想定と対策を策定するものでございます。

現状の（１）にありますとおり、本年１月の能登半島地震では、漁業の再開に向けた漁港の応急復旧が進められます中、一部では製氷施設の損壊や断水による氷の不足などが課題となりまして、ほかの漁港から氷を陸送するなどして定置網等の操業が再開し、漁獲量が確保されました。

一方、（２）の本県では、防災拠点漁港６港におきまして、岸壁の耐震強化や防波堤の粘り強い化の実施とともに、L１、L２クラスごとの漁港の被害想定と機能を最低限回復させる計画を策定しております。しかしながら、水揚げ・出荷に必要な氷を供給する製氷施設につきましては、具体的な被害想定までは調査されていない状況にあります。

その下の課題といたしましては、石川県では氷の陸送は同じ漁協内の支所間や、共同でブランド化に取り組む漁協間で円滑に協議が進んだものの、必要な量の氷や保冷車の確保が難しかったとのことです。このため、本県においては、被災後に氷を確保する体制を事前に構築していくことが重要と考えられ、そのためには、事前に製氷施設の被害を想定しておく必要があります。

右の事業内容にありますとおり、防災拠点漁港５港におきまして、以下の取組を進めてまいります。１被害想定調査では、自治体の計画や施設構造図等の資料の整理、津波浸水域や施設の構造・設置高等の現地確認、関係者等へのヒアリングを行いまして、各施設の耐震性や耐津波性を評価した上で、「被害想定」と「対策案」を策定します。

２結果の活用では、対象漁港のBCP策定・運用協議会や漁協で「被害想定」や「対策案」に基づき、被災後の氷の確保や運搬方法などの具体策について検討し、周辺の漁協等の関係者との協議を行いまして、体制を構築しBCPに位置づけます。加えまして、被害想定に基づき、製氷施設の耐震化等に向けた改修などについても検討してまいります。

最後にその下、令和７年度以降のスケジュールでは、令和７年度に報告会を開催しまして、被害想定調査の結果を関係者に周知します。その後、製氷施設の稼働が不可能な漁港では、周辺漁港等との協議によりまして氷の確保体制を構築し、一方、製氷施設の稼働が可能となりました漁港では、被災後にも水揚げが可能なることを周辺漁協等にも周知することとしまして、それぞれのBCPに位置づけ、必要に応じて協定を締結します。あわせて製氷施設の改修につきましても検討を進めてまいります。

以上の取組によりまして、L１クラスの地震津波が発生した際にも、早期に漁業が再開できますよう、事前の体制づくりを進めてまいります。

説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎はた委員 製氷機の施設の被害調査で、県は既にBCPをつくられているんじゃないか

と思うんですけれども、その計画をつくるに当たって一定の被害想定、またそれに対する対応策は持たれているのではないのでしょうか。あえてまた調査をすると私には見えるんですけれども、その点はどうでしょうか。

◎津野水産業振興課長 BCPにつきましては、現在、全漁港におきましてそれぞれ策定してきているところでございます。製氷施設につきましては、災害被災発生後の状況の確認体制づくりとか、応急措置の体制づくり、あるいはその後の氷等の手配をすることとか、事前にこういうことをしていくという項目は設定されているんですけれども、具体的にどこから、例えばどこの漁協、あるいはどこの港からどれぐらいの氷を確保するとか、どういった輸送会社をお願いして氷を運ぶといった具体はできていない状況にございます。

◎はた委員 連携する体制を構築することは大事だと思いますし、被災した後の氷を確保するのは重要なことだと思うんですけれども、今回の提案は製氷施設の耐震化ですよ。一般的に港はつかりますよね。今の港は、L1、L2クラスの津波が来れば、壊れるどころかつかるので、その耐震化をするよりも、その後の、もう全部つかって使えないことを想定した陸路による氷の確保とか、実際確保して、それが例えばコンテナの中で一定保管できる臨時の施設を持つとかではないのかなと。なので、耐震化を今、現地でするのは、津波を想定したら少しナンセンスに思うんです。そもそもその場所がつかるので、その現地で耐震化をするよりも壊れたら直すとか、被災後は陸路できちんと氷を保障する体制をつくるとかを目指す必要があるんじゃないかなと。現地で耐震化というのが、なぜかなと思うんですが、どうでしょうか。

◎津野水産業振興課長 耐震化で御指摘いただきましたけれども、重要なのは、被災後も製氷施設が使えるかどうか、稼働できるかどうかだと考えております。L1クラスの場合、現在想定しております防災拠点漁港では、大体3メートルから7メートルの範囲ということがございますので、全てがつかってしまっても使えなくなるかという、まだ使える可能性のあるところもございますので、そういったところをしっかりと調べて、後の対策につなげていこうかと考えているところでございます。

◎はた委員 港のほとんどが一番海に近い、海拔の低いところで施設が整備されていますので、被害を想定すると、やっぱり最悪を想定する。全部が壊れることを想定した対策に進むべきだと思うので、修繕して使えるものは使うのは当然なんですけれども、今、耐震化するという問題と被災後の在り方は切り離すべきではないかなと思うんですが。

◎久保委員長 さっきの課長の説明はL1で冠水しますよね。その外側にあるところを調査するという事じゃないの。

◎津野水産業振興課長 趣旨ではそういうことでございます。今、L1に備えて耐震化を進めるということではなくて、使えなくなった場合に早急にほかの被害を受けていないところから氷を運ぶことによって、そこの漁港で円滑に水揚げ・出荷ができるような体制を

事前につくる趣旨でございます。

◎はた委員 そしたら現状の位置、浸水想定内での耐震化ではないということではないでしょうか。

◎津野水産業振興課長 耐震化につきまして記載はございますけど、あくまで並行して検討していくということでございまして、耐震化ではなく、被害を受けて使えなくなった場合にいかに近隣から氷を調達してくるかの計画を事前につくっておくということです。

◎久保委員長 さっき課長が言ったL1で3メートルとか5メートルぐらいで上がるわけじゃないですか。その中にあるものは、はた委員が言われるように、冠水したら使えなくなるわけだから、その外にあるものがあるか使えないか調査し、それで、ほかからそこへ持ってきて対応するようにしたいということでしょう。

◎津野水産業振興課長 ただいま御指摘のとおりで、対象になっているところの製氷施設が使えなくなるかどうかを調べる調査となっております。

◎山下水産振興部副部長 一つだけ補足で。十分な説明ができなかったかもしれませんが、完全に浸水外のところだけではなくて、津波が例えば1メートルしか浸水しなかった場合でも、製氷室は装備自体が結構上にあるものもあり、使える場合もございますので、そういう施設はしっかり耐震化を図っていれば再び早期に使えることにつながりますので、それも併せて調査させていただきます。

◎寺内委員 今、委員からも出ていましたけど、一次産業の漁業は全部海側で津波の被害で、けど被害があっても使えるものも当然ありますからね。能登半島の地震の教訓ですから、しっかり調べていただいて、生かしていただきたいと思うんですよ。それから、今回私が了とするところが、防災拠点漁港ですから、仮に地震が起きて、この漁港が使えた場合は、大型の自衛艦とか巡視船が来ます。物資の輸送で陸上輸送ができなかったら、漁業者も水難救済会がありますので、物資の輸送で港へ持ってきます。搬送等大型船は港へ入れませんから、そういった意味でもBCPは非常に大きいですから、今、製氷機だけを言ってくれていましたけど、その拠点となる所をしっかりと調べてもらうことは、災害時の防災にも漁業者の方にも寄与しますので、ぜひとも調査は推し進めてもらいたいと思うんです。

◎津野水産業振興課長 防災拠点漁港でございますので、救援物資の輸送という大きな役割を持っていることも踏まえまして、例えば航路の確保ですとか、それに向けての作業スケジュール的なものも啓開計画で設定しておりますので、そういったものの進行と併せて、製氷施設を中心として操業の再開に向けた取組を進めることを考えておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

◎今城委員 防災拠点漁港は6港ありますね。今回5港をやる。沖の島が外れる理由は何ですか。

◎津野水産業振興課長 沖の島は現在水揚げが行われていない、それから製氷施設も稼働していない状況でございましたので、今回は除外させていただきました。

◎加藤委員 大変重要な取組だと思いますので、ぜひ想定の調査をして早い復旧につなげていただきたいと思います。一方で能登の場合に、定置網なんかでどっさりブリがかかっていたけれども漁に出られなくて随分と被害が出たという報道もあったわけですがけれども、漁業者のBCPというんでしょうか。養殖も事業者おいでますし、定置網にしても事業者がおいでするわけですがけれども、その取組で進んでいることがあれば少し御説明いただきたいんですけども。

◎津野水産業振興課長 BCPにおきましては、やはり漁業者の皆様それから周辺の皆様の生活を確保するという視点がございまして、市場としてはいち早く再開していくことが重要とされておりまして、そのための体制等が想定されているところですけど、先ほど申し上げましたように、製氷施設につきましては十分な想定ができていないので調査させていただくと。一方、漁業者の皆様におかれましては、そういった取組の中でどういう避難をするかとか、いつ頃までに操業再開するかとなっておりますけれども、例えば改めて漁船の確保とか漁具の確保をする場合には国の災害対策事業をはじめ、漁船とか漁具のリース事業などを活用して県や市町村で連携して漁業者の負担の少ない形にして、御支援していく必要があると考えている状況でございます。

◎加藤委員 例えば養殖にしる定置網にしる、災害が発生したときに事業者がどうやって復興、いち早く業務に取りかかるかという取組ももちろん大事なんですけども、もし仮に事業者だけが定置網ですぐに漁ができる状況になったとしても、今回のように、例えば氷がなかったら水揚げができないとか、冷蔵施設が停電になったら保管ができないとか、周りの環境とも一体になって復旧、早期の事業再開に取りかからなくては状況が整わないことも十分想定されると思うんですよね。そういうことも含めて一体として検討が必要になってくると思うんですけども、そのあたりの状況を少しご説明いただけますか。

◎津野水産業振興課長 例えばBCPにおきましても、漁業地域BCPがございまして、より広範囲、流通とか販売も含めて協力体制をつくっていくことを想定してつくっておりますので、そういったところでの対応になってくると考えております。

◎加藤委員 その対応になってくるけれども、今の進捗状況はどんなふうになっていますか。

◎津野水産業振興課長 BCPをつくるまで、あるいは近年の状況を踏まえての改定までは行ってきているところがございますけれども、例えば訓練的なところまでは行われていない状況でございます。

◎加藤委員 今回、能登から得られた教訓ということで、この製氷施設の取組が進んでいることは非常に心強く感じますので、またほかの分野についても、そういうケースを学び

ながらいろいろと対策を強化していただいて、地域全体で早い事業再開につながればいいなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、水産業振興課を終わります。

〈漁港漁場課〉

◎久保委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎松澤漁港漁場課長 それでは、9月補正予算について御説明させていただきます。漁港漁場課の1ページを御覧ください。今回は、過去に当課が発注しました地質調査業務に係る賠償金及び違約金につきまして89万8,000円の補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いします。まず歳入について御説明いたします。左から5つ目の節の(2)違約金49万3,000円、(3)賠償金40万5,000円は、それぞれ地質調査業務の受注に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法に違反した事業者からの違約金と賠償金を受け入れるものです。

3ページをお願いします。歳出については、右側の説明欄を御覧ください。当課が発注した地質調査業務に係る国と市町村への返納金89万8,000円を、国庫支出金等精算返納金として計上しているものです。

詳細は次の4ページで御説明いたします。今回の補正予算につきましては、当課を含む13課が平成29年から令和2年にかけて発注しました地質調査業務に関して、令和6年3月29日に公正取引委員会が県内の測量建設コンサルタント業務14者を独占禁止法第3条の規定に違反する行為、談合を行った事業者として確定したことによるものです。この14者のうち、県は受注実績のある13者に対して、今年6月7日に表の中の①請求金額の合計額6億2,034万5,746円の違約金と賠償金を請求しており、このうち次年度以降の納付分、5,556万6,746円を除く②納付予定額の5億6,477万9,000円が、今年度県に納付されることになっています。この5億6,477万9,000円のうち、最終的に県の収入となるのは、④県分の合計額2億4,980万4,000円となります。差額の③国・市町村等への返納金の合計額3億1,497万5,000円は、地質調査業務における国庫補助金や市町村等負担金の割合に応じて、地質調査業務の発注を行った各課から、国や市町村等へ国庫支出等精算返納金として支出されることとなります。本年度、当課が支出する国庫支出等精算返納金は、⑤の89万8,000円で、歳出予算として計上しており、そのほか財源として、違約金49万3,000円、賠償金40万5,000円を歳入予算として計上しております。

5ページをお願いします。次に、繰越明許費の追加について御説明いたします。左から3つ目の事業名の一番上の、広域水産物供給基盤整備事業費は、宿毛市の田ノ浦漁港で進めております防波堤の粘り強い構造への補強工事につきまして、漁業関係者と施工時期の調整等に時間を要したことから、工事の年度内完成が見込めなくなり繰越しをするもので

ございます。

次の地域水産物供給基盤整備事業費は、東洋町の野根漁港ほか3つの県管理漁港で進めております防波堤の補修工事や航路のしゅんせつ工事などにつきまして、施工方法の検討や、漁業関係者との施工時期の調整に日時を要したこと。高知市管理の春野漁港では、市の事業の遅延により、工事の年度内完成が見込めなくなり繰越しをするものでございます。

次の水産基盤ストックマネジメント事業費は、土佐市の宇佐漁港ほか3つの県管理漁港の機能保全工事におきまして、施工方法の検討や漁業関係者との施工時期の調整に日時を要したことから、工事の年度内完成が見込めなくなり繰越しをするものでございます。

次の漁港漁場機能高度化事業費は、宿毛市の沖の島漁港弘瀬地区で進めております船揚げ場の改良工事におきまして、関係機関と工事に伴う既存施設の財産処分に係る調整に日時を要したことから、工事の年度内完成が見込めなくなり繰越しをするものでございます。

次の漁業集落環境整備事業は、市の事業の遅延により、工事の年度内完成が見込めなくなり繰越しをするものでございます。

次の広域漁場整備事業費は、15基の表層型浮魚礁のうち、芸東沖15個の更新工事におきまして、浮魚礁に搭載する機器の納期が当初の予定よりも遅れることから、工事の年度内完成が見込めなくなり、繰越しをするものでございます。

次の市町村事業指導監督事務費につきましては、先ほどの市の工事が遅延したことにより繰越しをするものでございます。

漁港漁場課の説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、漁港漁場課を終わります。

これで、水産振興部を終わります。

《採決》

◎久保委員長 これより採決を行います。

今回は議案数3件で、予算議案が2件、条例その他議案が1件であります。

それではこれから採決を行います。まず、第1号議案「令和6年度高知県一般会計補正予算」につきまして、はた委員から修正案が提出されておりますので、書記に配付させます。

(修正案配付)

◎久保委員長 修正案の提出者の説明を求めます。

◎はた委員 第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」に対する修正案、以下、第3表の債務負担行為の補正の全額削除を求める修正案です。

内容は、大阪・関西万博出展等委託料2,500万円全部削除することを求めます。その大きな理由としては、現在、能登では地震、台風による被害が大きくなっておりまして、やっぱり税金と人は被災地にしっかり振り向けることが行政の大前提ではないかということが1点。もう一点は、安全面の問題です。今のパビリオンは、迎賓館を含めて5か所で可燃性のガスが探知されて、協会側が安全対策を講じているとのことですが、いまだに安全宣言が出される状況にはなっていない。先ほども質疑の中で説明しましたけれども、83本のガス抜き管から1日当たり1.5トンから2トンの可燃性のガスが出ている。25メートルプール9杯分のガスが毎日出ている状態です。そういう土地での万博に対して、安全性を信じて行ってください、楽しんでくださいとは到底言えないのではないかということもありまして、この補正予算については全額削除するということです。

◎久保委員長 修正案は、ただいま提案されたとおりであります。修正案提出者に対する質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

これより、この修正案の採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより採決に入ります。第1号議案「令和6年度高知県一般会計補正予算」に対する、はた委員から提出された修正案について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 挙手少数であります。よって、修正案は、賛成少数をもって否決されました。

それでは、第1号議案「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 挙手多数であります。よって、第1号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 挙手多数であります。よって、第14号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎久保委員長 次に意見書を議題といたします。

意見書案1件が提出されております。まず、「米不足への対応を求める意見書(案)」が、日本共産党から提出されます。意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎久保委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 米不足に対する意見書でございますけれども、市場の関係者の声を聞き、米不足の実態、実情を把握すること等々については必要かなと感じておりますけれども、現在、国の米の需給状況に関して様々背景がございますけれども、在庫率ですね。平成23年、平成24年と比べましても同水準であるとのことで、米の在庫率、在庫量についても、需給バランスを考えて十分な在庫があるとのことでございますので、逼迫をしていないと考えられると思いますし、また、無利子の融資等について緊急対策を講じるとの文面もございまして、これについても、現在事業者からそういった御要望もないとお聞きしておりますし、既存の融資制度を活用すべきであるとの観点から賛成はしかねると、御意見を述べたいと思います。

◎久保委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。それでは7日、8日は休会とし、9日水曜日の午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会は、これで閉会といたします。

(13時53分閉会)